改 正 後
 改 正 前

(目的)

- 第1条 この要綱は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。) に要する費用に対し、当該費用の全部又は一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。(対象者)
- 第2条 この要綱により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者 (ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。) であつて、別表第1に掲げる社会保険各法による被保険者及び被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)別表第1に定める程度の障がいの状態にある者(以下「障がいのある児童」という。)をいう。以下同じ。)を扶養している者及びその児童

ア~キ 省 略

(2) · (3) 省 略 (適用除外)

- **第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、医療費等の助成を受けることができない。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 対象者(児童を除く。次号及び第3項において同じ。)の前々年の所得(1月1日から3月31日までの間に受けた保険診療又は保険調剤に係るものにあつては3年前の所得。次号及び次項において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該対象者の扶養親族等でない児童で当該対象者が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 この要綱により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、別表第1に掲げる社会保険各法による被保険者及び被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)別表第1に定める程度の障がいの状態にある者<u>をいう</u>。以下同じ。)を扶養している者及びその児童

ア~キ 同 左

(2) · (3) 同 左 (適用除外)

第3条 同 左

(1)~(5) 同 左

(6) 対象者(児童を除く。次号において同じ。)の前年の所得(1月1日から10月31日までの間に受けた保険診療又は保険調剤に係るものにあつては前々年の所得。次号において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該対象者の扶養親族等でない児童で当該対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表第2

改 正 後

改 正 前

び数に応じて別表第2(父及び母が死亡した(生死不明の場合を含む。) 児童を養育する対象者にあつては、別表第3)で定める額以上であると き。この場合において、所得の範囲については施行令第3条の規定を、所 得の額の計算方法については施行令第4条の規定をそれぞれ準用する。

- (7) 対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき。
- (8) 省略
- 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、当該被災者の前々年の所得に関しては、前項第6号及び第7号の規定は、適用しない。
- 3 第1項第6号に該当する者のうち、11月1日から12月31日までの間に保険 診療又は保険調剤を受けた対象者にあつては前年の所得が、1月1日から3 月31日までの間に保険診療又は保険調剤を受けた対象者にあつては前々年の 所得が、その者の扶養親族等及び当該対象者の扶養親族等でない児童で当該 対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて 別表第2(父及び母が死亡した(生死不明の場合を含む。)児童を養育する 対象者にあつては、別表第3)で定める額以下である場合には、対象者の申 出により、同号の規定は、適用しないことができる。

(助成の範囲)

- 第4条 この要綱による医療費等の助成は、対象者が保険診療又は保険調剤を受けた場合に行うものとし、その助成金の額は別表第1に掲げる社会保険各法に定めるところにより、対象者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額とする。
 - (1) 省略

(父及び母が死亡した(生死不明の場合を含む。)児童を養育する対象者にあつては、別表第3)で定める額以上であるとき。この場合において、所得の範囲については施行令第3条の規定を、所得の額の計算方法については施行令第4条の規定をそれぞれ準用する。

- (7) 対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき。
- (8) 同左
- 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前年における当該被災者の所得に関しては、前項第4号及び第5号の規定は、適用しない。

(助成の範囲)

第4条 同 左

(1) 同左

改 正 後

(2) 入院1日又は通院1回につき300円を控除した額(ただし、市町村民税 の所得割が非課税である世帯にあつては、0円)

(3) • (4) 省略

(対象者の資格認定)

- 第5条 医療費等の助成を受けようとする対象者は、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成資格認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該書類に係る事実について確認することができるときは、当該書類の添付は要しない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) <u>対象者全員の別表第1</u>に掲げる社会保険各法の規定による被保険者証又 は組合員証
 - (4) (5) 省略

- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合に、第2条に規定する対象者 に該当し、又は該当しないと認めるときは、浦安市ひとり親家庭等医療費等 助成資格認定・却下通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知す るものとする。
- 3 市長は、前項の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)が第3条第1項第6号又は第7号に該当すると認めるときは、浦安市 ひとり親家庭等医療費等助成適用除外通知書(別記第4号様式)により、当 該認定者に通知するものとする。第9条に規定する現況届を提出した場合 も、同様とする。

(受給券の交付)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定者及びそ

改 正 前

(2) 入院については食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円として計算して得た額並びに保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円として計算して得た額(3)・(4) 同 左

(申請)

- 第5条 医療費等の助成を受けようとする対象者は、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類に係る事実について確認することができるときは、当該書類の添付は要しない。
 - (1) (2) 同 左
 - (3) 別表第1に掲げる社会保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
 - (4) (5) 同 左
 - (6) 浦安市ひとり親家庭等医療費等に係る医療機関等証明書(別記第3号様式)又は医療機関等で発行された領収書等の書類であつて負担した医療費等の額のうち内訳を明らかにするもの
 - (7) 社会保険各法の規定による高額療養費の支給又は付加給付があるとき は、その旨を証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類

改 正 後 改 正 前

- <u>の児童に対し、速やかに浦安市ひとり親家庭等医療費等助成受給券(別記第</u> 5号様式)を交付するものとする。
- (1) 前条第2項の認定をしたとき(前条第3項の規定による通知を受けた場合を除く。)。
- (2) 前条第3項の規定による通知を受けた認定者で、第9条に規定する現況 届の提出により第3条第1項第6号又は第7号に該当しなくなつたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間 にある者には、受給券を交付しない。

(受給券の有効期間)

- 第7条 前条に規定する受給券の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日から当該日以後の最初の3月31日までとする。ただし、障がいのある児童のうち申請の日の属する年度中に20歳に達する児童及びその児童を扶養している者にあつては、申請の日の属する月の翌月の初日から当該児童が20歳に達する日の前日までとする。
- 2 前項本文の期間満了後、引き続き第2条に規定する対象者に該当すると認めるときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、障がいのある児童のうち4月1日から翌年の3月31日までに20歳に達する児童及びその児童を扶養している者にあつては、4月1日から当該児童が20歳に達する日の前日までとする。(受給券の再交付)
- 第8条 第6条第1項の規定により受給券の交付を受けた者(以下「受給券交付者」という。)は、受給券を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成受給券再交付申請書(別記第6号様式)により市長に再交付の申請をすることができる。
- 2 前項の場合において、その原因が毀損又は汚損によるときは、当該受給券 を添付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、第5条の規定により申請した事項に変更がない場合は、市長は、第1項に規定する申請書の提出を省略させることができる。 (現況届)
- 第9条 認定者は、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成現況届 (別記第7号様

改正後

改正

後

正

前

式) に次に掲げる書類を添えて、毎年8月1日から11月30日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類に係る事実について確認することができるときは、当該書類の添付は要しない。

- (1) 対象者全員の別表第1に掲げる社会保険各法の規定による被保険者証又 は組合員証
- (2) 対象者及びその扶養義務者の所得額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条に規定する届 出をした場合は、前項の規定による届出があつたものとみなす。 (申請事項の変更の届出)
- 第10条 認定者は、第5条の認定に係る事実について変更が生じた場合は、 浦安市ひとり親家庭等医療費等助成変更届(別記第8号様式)を市長に提出 しなければならない。
- <u>2</u> 前項の場合において、受給券交付者は、当該受給券を添付しなければならない。

(助成資格消滅の通知)

- 第11条 認定者は、第2条の対象者でなくなつたとき、又は第3条(同条第6号又は第7号に該当する場合を除く。)の適用除外に該当することとなったときは、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成資格喪失届(別記第9号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 <u>前項の場合において、受給券交付者は、当該受給券を添付しなければなら</u>ない。
- 3 市長は、当該認定者の助成資格を喪失したと認めるときは、浦安市ひとり 親家庭等医療費等助成資格消滅通知書(別記第10号様式)により当該認定者 に通知するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、認定者が死亡したとき、又は児童でなくなったときは、この限りでない。 (助成の方法等)
- 第12条 医療費の助成は、受給券交付者が、病院、診療所又は薬局その他の もの(以下「病院等」という。)に当該受給券を提示して、当該受給券交付

改 TF. 改 TF. 前

者が医療を受けた場合に、当該病院等からの請求に基づき、助成すべき額を 当該受給券交付者に代わり当該病院等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給券交付者が、助成の対象となる医療に対 し、病院等で医療費を支払つた場合の助成については、当該受給券交付者の 申請により助成を決定し、当該受給券交付者に医療給付金を支払うことによ り行うものとする。
- 3 前項に規定する申請は、浦安市ひとり親家庭等医療費等医療給付金交付申 請書(別記第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものと する。
- (1) 対象者全員の別表第1に掲げる社会保険各法の規定による被保険者証又 は組合員証
- (2) 浦安市ひとり親家庭等医療費等に係る医療機関等証明書(別記第12号様 式)又は病院等で発行された領収書等の書類であつて負担した医療費等の 額のうち内訳を明らかにするもの
- (3) 社会保険各法の規定による高額療養費の支給又は付加給付があるとき は、その旨を証する書類

(証明手数料の支給)

第13条 市長は、受給券交付者が、前条第3項第2号に掲げる書類の交付に 要した費用については、医療給付金の支給と同時に支給するものとする。た だし、200円を限度とする。

(医療給付金の申請期間)

第14条 第12条第2項の申請は、医療費等を支払つた日の属する月の翌月の 初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、天災その他市 長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(医療給付金の決定等の通知)

第15条 市長は、第12条第2項の申請を受けたときは、その適否を審査し、 浦安市ひとり親家庭等医療費等助成医療給付金交付決定・却下通知書(別記 第13号様式)により申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

(証明手数料の支給)

第6条 市長は、前条第6号に掲げる書類の交付に要した費用については、助 成金の支給と同時に支給するものとする。ただし、200円を限度とする。

(申請期間)

第7条 第5条の申請は、医療費等を支払つた日の属する月の翌月の初日から 起算して2年以内に行わなければならない。ただし、天災その他市長がやむ を得ないと認めるときは、この限りでない。

(決定等の通知)

第8条 市長は、第5条の申請を受けたときは、その適否を審査し、浦安市ひ とり親家庭等医療費等助成決定・却下通知書(別記第4号様式)により申請 者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 この要綱による医療費等の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保 | 第9条 助成の決定を受けた者は、助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に

改 改 前 正 正 に供してはならない。 供してはならない。 (助成金の返還) (助成金の返還) 第10条 同 左 第17条 省 略 2 市長は、前項の規定による助成金の返還がされないときは、第6条第1項 の規定による受給券の交付(第7条第2項の規定により受給券を更新する場 合を含む。) をしないことができる。 3 市長は、偽りその他不正の行為によつて、この要綱による助成を受けた者 があるときは、その支払われた助成金は、その後支払うべき助成金の内払と みなすことができる。 別表第1 (第2条・第3条第1項第4号・第4条・第5条第1項第3号・第 9条第1項第1号・第12条第3項第1号)

省 略

別表第2 (第3条第1項第6号・第3条第3項)

扶養親族等又	金額
は児童の数	
0人	<u>1,920,000 円</u>
1人以上	<u>1,920,000円</u> に当該扶養親族等又は児童1人につき 380,000円
	を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上
	の者に限る。)又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶
	者(70 歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき
	100,000 円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又
	 は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。)をいう。以下同

別表第1 (第2条・第3条第1項第4号・第4条・第5条第2号・第9条第 2号)

同左

別表第2 (第3条第1項第6号)

扶養親族等又	金額
は児童の数	
0人	2, 342, 000 円
1人以上	2,342,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円
	を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上
	の者に限る。)又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶
	者(70 歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき
	100,000 円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又
	は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。)をいう。以下同

		1	(下級の部分が以上部分)
	改正後		改正前
	じ。)があるときは当該特定扶養親族等1人につき 150,000 円を その額に加算した額) 3条第1項第6号・第3条第3項)		じ。)があるときは当該特定扶養親族等1人につき 150,000 円を その額に加算した額) 第3条第1項第6号)
別役第3(朱	53未第1項第0万 <u>・第3未第3項</u> /	別役第3 🦠	おり未免1役免り <i>与)</i>
扶養親族等又	金額	扶養親族等又	金額
は児童の数		は児童の数	
0人	2, 360, 000 円	人0	6, 216, 000 円
1人	<u>2,740,000 円</u>	1人	6, 465, 000 円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親	2人以上	<u>6,465,000円</u> に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親
	族等又は児童1人につき <u>380,000 円</u> を加算した額(所得税法に規		族等又は児童1人につき <u>213,000円</u> を加算した額(所得税法に規
	定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1		定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1
	人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、		人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、
	当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)		当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)
	60,000 円を加算した額)		60,000円を加算した額)
別表第4 (第3条第1項第7号)		別表第4(第	第3条第1項第7号)
扶養親族等又	金額	扶養親族等又	金額
は児童の数		は児童の数	
0人	2, 360, 000 円	人0	6, 216, 000 円

	(下線の部分が改正部分)
改正後	改正前
1人 2,740,000円	1人 6,465,000円
2 人以上 2,740,000 円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1	2人以上 <u>6,465,000円</u> に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人
人につき <u>380,000 円</u> を加算した額(所得税法に規定する老人扶	につき <u>213,000 円</u> を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親
養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき	族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老
(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老	人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族
人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)	のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000 円を加算
60,000 円を加算した額)	した額)
別記第1号様式(第5条第1項)	別記第1号様式(第5条)
別添のとおり	別添のとおり
別記第2号様式(第5条第1項第5号)	別記第2号様式(第5条第5号)
別添のとおり	別添のとおり
別記第3号様式(第5条第2項)	別記第3号様式(第5条第6号)
別添のとおり	別添のとおり
別記第4号様式(第5条第3項)	別記第4号様式(第8条)
別添のとおり	別添のとおり
別記第5号様式(第6条第1項)	
別添のとおり	
別記第6号様式(第8条第1項)	
別添のとおり	
別記第7号様式(第9条第1項)	
別添のとおり	
別記第8号様式(第10条第1項)	
別添のとおり 別記第9号様式 (第11条第1項)	
川記布3万怀式 (弗11米弗 1 垻/	

 改 正 後
 改 正 前

別添のとおり

別記第10号様式(第11条第3項)

別添のとおり

別記第11号様式(第12条第3項)

別添のとおり

別記第12号様式 (第12条第3項第2号)

別添のとおり

別記第13号様式(第15条)

別添のとおり

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

(資格認定等の行為の特例措置)

<u>3</u> 新要綱の規定に基づく資格認定その他の行為は、施行日前においても行う ことができる。